

第59回岡山県人権政策審議会
行政説明資料



岡山県人権啓発シンボルマーク

日 時 令和7年7月10日(木)

場 所 ピュアリティまきび

目	次
---	---

ページ

1	人権施策の推進（人権・男女共同参画課）	1
2	人権教育の推進（人権教育・生徒指導課）	5
3	男女共同参画社会の実現（人権・男女共同参画課）	10
4	困難な問題を抱える女性への支援（地域福祉課）	11
5	子ども虐待防止対策の推進（子ども家庭課）	13
6	ひとり親家庭の福祉の向上（子ども家庭課）	14
7	子どもの貧困対策（子ども家庭課）	15
8	青少年の健全育成対策の推進（子ども家庭課）	17
9	長寿社会への対応（長寿社会課等）	18
10	岡山県障害者計画(岡山県障害福祉計画等)の推進（障害福祉課）	20
11	障害のある人の自立と社会参加の促進等（障害福祉課等）	21
12	同和問題への対応（人権・男女共同参画課）	22
13	多文化共生（誰もが暮らしやすい地域づくり）（国際課）	23
14	ハンセン病問題（疾病感染症対策課）	25
15	患者等(HIV感染・エイズ、その他の疾病等)(疾病感染症対策課等)	29
16	インターネット利用のモラル向上（デジタル推進課等）	33
17	犯罪被害者等への支援（くらし安全安心課）	35
18	地域生活定着促進事業の実施（地域福祉課等）	36
19	中国残留邦人の定着自立促進（福祉企画課）	37
20	北朝鮮当局による拉致問題（福祉企画課）	38

【分野：人権全般】

【室・課名：人権・男女共同参画課】

項 目	1 人権施策の推進
-----	-----------

【現状と課題】

岡山県人権政策推進指針や、人権政策審議会での意見を踏まえ、女性、子ども、高齢者、障害のある人など人権課題ごとの施策について、庁内15課で構成する「人権啓発マトリックス」等を活用するとともに、国・市町村・関係団体等と連携・協力して人権施策を総合的に推進してきた。

しかし、依然として、女性や子ども、高齢者、障害のある人など様々な人権問題が存在し、さらにインターネット上での誹謗中傷や性的マイノリティに対する人権侵害など人権問題は複雑・多様化している。このため、「共生社会おかやま」の実現を目指し、人権課題への一層の取組が求められている。

【現在の対応策】

- 1 啓発について、国・市町村、関係機関(岡山県人権啓発活動ネットワーク協議会)等と情報交換・役割分担などをしながら緊密な連携・協力を図り、啓発事業を効果的に実施するとともに、民間との協働を進めるため、民間団体や大学生との連携による啓発事業を実施している。

- (1) 人権週間・憲法週間における集中的な啓発

- ハートフルフェスタの開催、各種媒体(新聞紙面、SNS、懸垂幕等)、マトリックス各課における路面電車(車内広告)を活用した広報等を実施

- (2) 人権情報コーナーでの人権啓発

- (3) スポーツチームと連携・協力した啓発

- ア 公式試合会場での啓発(シーガルズ等)

- イ 人権スポーツふれあい教室(実施予定：17市町・30校)

- (4) 岡山吉備高原車いすふれあいロードレース会場等での人権啓発

- (5) 児童生徒人権啓発ポスターの募集及びカレンダー作成

- (6) 民間団体との協働による人権啓発

- 民間団体(大学生等の団体を含む。)が行う人権啓発事業へ対象経費を補助

- (7) 若い世代(大学生等)の人権意識の向上や行動を後押しし、人権問題解決への意識・行動の底上げを目指した各種啓発

- (エキスポの開催、学生団体の活動状況の発信)

- (8) 国・市町村との連携

- 国の啓発委託費を市町村に配分し、国・市町村と連携・協力した啓発事業を実施

- 2 研修について、県職員に対する階層別・所属別研修や現地研修などの人権研修の実施。県民・企業等に対する研修会の開催、研修用資料の提供などによる支援

- (1) 国、県、市町村、企業等の職員を対象とした研修会

- (2) 人権教育・啓発指導者講座

- 3 相談・支援について、国、県、市町村、民間団体等が設置している相談窓口を紹介するチラシを作成し、周知に努めている。また、相談・支援体制の充実や相互の連携が重要であることから、研修会を開催するなど、職員のスキルアップや相談機関相互の連携強化に努めている。

- 4 性的指向やジェンダーアイデンティティを理由に偏見や差別を受けることなく自分らしく生きることができるよう、多様な性に関する知識と認識を深める啓発・研修に取り組む。

【今後の取組方針】

1 人権施策の進め方

人権政策審議会の意見を踏まえながら、国・市町村・関係団体等と連携・協力して人権施策を総合的に推進していくとともに、引き続き、相談窓口の周知や相談体制の充実を図る。

また、社会経済情勢の変化等に対応した人権施策の推進ができるよう、その動向の注視と把握に努めるとともに、県民意識調査の結果等も踏まえ、令和7年度に第6次人権政策推進指針を策定する。

2 人権啓発の方向性

国・市町村、関係機関等と緊密な連携・協力を図り、様々な場や機会を捉えた効果的な啓発事業に引き続き取り組むこととし、実施に際しては、民間のアイデアや手法を取り入れるとともに、マスメディア、インターネットなどの広報媒体を効果的に活用する。

3 人権研修の方向性

県職員に対しては、オンラインでの実施などの手法を取り入れるとともに、階層別・所属別研修や現地研修など体系的に実施する。また、各種団体等の人権研修会に、必要に応じて職員を講師として派遣するなど、自主的な取組を支援していく。県民・企業等に対しては、研修会の開催のほか研修用資料の提供などによりその取組を支援していく。

4 多様な性に関する取組

LGBT理解増進法案に基づき国が策定する「基本計画」や「指針」策定の動向を注視するとともに県民向けパンフレットを活用し、引き続き多様な性に関する知識と認識を深めるための啓発・研修を行う。また、市町村等の要望に応じ啓発資材の提供等を行う。

【主な関係法令・計画等】

- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・第4次晴れの国おかやま生き生きプラン
- ・第5次岡山県人権政策推進指針
- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

1 第4次晴れの国おかやま生き生きプラン【抜粋】

⑨生きがい・元気づくり支援プログラム

□人権尊重の社会づくりの推進

すべての県民が多様性を認め、お互いを尊重し支え合う社会の実現を目指して、家庭、地域、職場などさまざまな場において、多様な主体との連携・協働による研修、情報提供、広報活動等に取り組むとともに、相談・支援体制の充実を図るなど、総合的な人権施策を推進します。

2 第5次岡山県人権政策推進指針【体系】

指針に基づき、全庁を挙げて、国、市町村、民間との一層の連携・協力のもと、人権が尊重される社会の実現を目指し、総合的な人権施策を推進する。

基 本 理 念

－「共生社会おかやま」の実現－

すべての人々が、社会の一員としてお互いを尊重し支え合いながら、共に生活する社会

生命と尊厳を
守る社会

互いに多様性を
認め支え合う社会

公平な機会を
保障する社会

人 権 施 策 の 推 進

《 施 策 の 推 進 方 策 》

- 人権尊重の視点に立った行政
- 人権啓発・人権教育
 - ・啓発・教育のあり方
 - ・様々な場での啓発・教育（学校、家庭、地域、職場）
 - ・特定の職業に従事する者への研修等
- 相談・支援及び救済

《 課 題 別 施 策 の 推 進 》

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">◇ 女性◇ 子ども◇ 高齢者◇ 障害のある人◇ 同和問題◇ 外国人◇ ハンセン病問題◇ 患者等<ul style="list-style-type: none">・HIV感染、エイズ・その他の疾病等◇ インターネットによる人権侵害 | <ul style="list-style-type: none">◇ 様々な人権問題<ul style="list-style-type: none">・犯罪被害者等・多様な性・ホームレス（路上生活者）・自殺問題・被災者・刑を終えて出所した人・中国残留邦人とその家族、拉致問題等 |
|--|--|

推 進 体 制

- 県における体制
- 国や市町村等との連携・協力
- 民間（県民、ボランティア、NPO、企業、大学など）との協働

岡山県人権施策推進体制

令和7年(2025年)4月1日

人権政策審議会

(知事の附属機関)

- 構成 人権問題に関する学識経験者 15名
- 所掌事務 人権政策に関する重要事項の調査審議

政策推進会議

人権施策推進会議

- 構成
 - 会長＝県民生活部次長、副会長＝人権・男女共同参画課長
 - 委員＝政策推進課長、総務学事課長、県民生活課長、環境企画課長、保健医療課長、福祉企画課長、産業企画課長、農政企画課長、監理課長、教育庁教育政策課長、人権教育・生徒指導課長、警察本部警務課長
- 必要に応じて、県民局総務課長に出席を依頼することができる。
- 連絡員＝政策推進課、教育庁教育政策課、警察本部警務課を除く上記委員が所属する課の実務担当者及び県民局総務課担当者
- 所掌事項 人権施策の推進に関すること
- 開催 指針改定時、審議会からの答申後に指針の案について意見聴取を行う

【本庁】

人権啓発マトリックス

- 構成
 - 班長＝人権・男女共同参画課長
 - 副班長＝人権教育・生徒指導課長
 - 構成員＝[15課]
- 危機管理課、デジタル推進課、国際課、くらし安全安心課、健康推進課、疾病感染症対策課、福祉企画課、指導監査課、地域福祉課、子ども家庭課、障害福祉課、長寿社会課、労働雇用政策課、人権教育・生徒指導課、人権・男女共同参画課(事務局)
- 所掌事項
 - 人権啓発に関する一体的な計画及び実施等
 - ・年間計画の作成
 - ・職員向け人権研修に関すること
 - ・人権啓発に関する情報提供・情報交換
 - ・人権相談窓口相談員の研修、意見交換等
- 開催
 - 所掌事項に関し、連絡調整・取りまとめ等(月1回)

【県民局】

人権施策調整連絡会議

- 構成
 - 会長＝県民局長
 - 副会長＝局次長
 - 委員＝各部長、局出先事務所の長
- 所掌事務
 - ①県民局職員の人権意識高揚に向けた取組(研修等の実施)
 - ②①に係る本庁各部及び人権・男女共同参画課との連絡調整
- 開催
 - 県民局職員の研修等の実施

人権問題(差別事象)対策会議

- 構成
 - 会長＝県民生活部次長
 - 構成員＝総務学事課、デジタル推進課、国際課、くらし安全安心課、環境企画課、健康推進課、疾病感染症対策課、指導監査課、地域福祉課、子ども家庭課、障害福祉課、長寿社会課、産業企画課、農政企画課、監理課、人権教育・生徒指導課、人権・男女共同参画課(事務局)の各課長及び担当者
- (上記の外、必要に応じて、本庁関係各課、関係県民局、岡山地方法務局、関係市町村及び警察等に出席を依頼する。)
- 協議事項
 - ①人権侵害に関する事項 ②差別事象に関する事項 ③えせ同和行為に関する事項
- 開催
 - 年度当初及び重大な人権侵害や差別事象が発生した場合に開催。えせ同和行為の排除についても協議する。

【国、市町村との連携組織】

岡山県人権啓発活動ネットワーク協議会

(構成員：岡山県、岡山地方法務局、岡山市、岡山県人権擁護委員連合会、(福)岡山県社会福祉協議会)

―県内市町村(岡山市除く)に啓発事業を委託

【分野：人権全般】

【室・課名：人権教育・生徒指導課】

項目	2 人権教育の推進
【現状と課題】 人権教育の基本的な考え方や各人権課題に対する取組等をまとめた「第4次岡山県人権教育推進プラン」（R4.2策定）に基づき、全ての人々の人権が尊重される共生社会の実現のため、人権に関する知的理解の深化や人権感覚の育成など、学校教育と社会教育との連携を図りながら人権教育の一層の充実に取り組んでいる。 特に、子どもをめぐる喫緊の課題等である自殺、虐待、ヤングケアラー、性暴力被害、性的マイノリティなどについては、人権教育の視点から未然防止に向けた取組を学校・家庭・地域の連携により具体的に推進する必要がある。	
【現在の対応策】 1 「人権教育推進マトリックス会議」の設置教育庁関係課と連携し、人権教育行政課題に適切かつ迅速に対応している。 2 教職員研修の充実 教職員の資質向上を図るため、管理職や人権教育担当者等を対象とした研修を実施している。 3 学校への支援 公立幼・小・中・高各1校を人権学習充実拠点校に指定し、その成果を県下に広めている。また、教職員の指導力向上及び新たな課題への対応のため、令和5年度から5年間で全ての県立学校を訪問し、研修を実施する予定である。 4 指導資料等の配付・活用 人権教育を進める際に参考となる指導資料や実践事例集等の資料を配付するとともに、教職員研修での活用を図っている。 5 人権課題「子ども」をめぐる喫緊の課題等への取組 (1) 自殺予防教育推進事業 教職員を対象とした自殺予防教育に係る研修講座の開催により、自殺予防に関する理解の促進及び実践力の向上を図り、学校における自殺予防教育の推進に取り組んでいる。 (2) 心と命のサポート事業 いじめや自殺の問題に直面した当事者や命に関わる仕事等に携わる方が直接学校を訪問し、いじめの重大さや命の尊重等に関する出前授業を行っている。 (3) 悩みや不安を抱えた時の匿名相談アプリ活用事業 いじめをはじめ、様々な悩みや不安を抱える生徒が安心して相談できる体制を構築するため、標記システムを全ての県立学校に導入している。 (4) 1人1台端末を活用した心の健康観察事業 学校の教育相談体制の充実、児童生徒の自己管理能力の向上及び児童生徒の心や体調の変化を早期に把握し、適切な支援につなぐことを目的とし、心の健康観察アプリの効果的な推進体制を普及する。 (5) 児童虐待防止の取組の充実 県立学校等を対象に児童相談所、NPO等との協働により、児童虐待対応力向上のための専門的な研修を実施している。また、市町村の指導主事を対象にした研修や市町村を訪問しての研修を実施している。	

(6) 生命（いのち）の安全教育の推進

子どもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にしないため、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を身に付けるための「生命（いのち）の安全教育」を推進するために、児童生徒及び保護者向けの啓発資料を作成するとともに、活用を促進するために学校等への指導を行っている。

(7) ヤングケアラーに関する取組

学校の管理職や人権教育担当者、市町村教育委員会の指導主事等を対象とした研修において、ヤングケアラーに関する内容を扱うこと等により、各学校の教職員の理解を広めるとともに、児童生徒への周知を進めるための啓発資料を、学校へ配付する予定である。

6 人権教育担当者等連絡会

市町村担当者等を対象とした人権教育担当者等連絡会を実施し、各種情報の提供や連絡調整等を行っている。

7 指導者の養成

市町村教委等からの推薦者を対象に、人権教育・啓発の中心となる幅広い知識や実践力を持った指導者を養成している。また、PTA指導者を対象に、講演やワークショップ等の研修会を実施している。

8 人権教育講師バンク

講演やワークショップ等を行う際の講師情報を適宜更新し、ホームページ上で提供している。

【今後の取組方針】

- 1 「第4次岡山県人権教育推進プラン」に基づき、引き続き人権教育の推進を図る。
- 2 「人権教育推進マトリックス会議」を中心に、関係各課相互の連携を図り、市町村や学校における人権教育推進のための支援の充実を図る。

【主な関係法令・計画等】

- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）【文部科学省】
- ・第5次岡山県人権政策推進指針
- ・第4次岡山県人権教育推進プラン
- ・岡山県子どもを虐待から守る条例

「第4次岡山県人権教育推進プラン」の体系

人権教育が目指すもの — 「共生社会おかやま」の実現—

生命と尊厳を
守る社会

互いに多様性を
認め支え合う社会

公平な機会を
保障する社会

第3次岡山県教育振興計画
自立・共生・郷土岡山を大切にする心

総合的な人権教育行政

○ 人権教育についての基本的な考え方

- ・ 人権とは
- ・ 人権教育が目指すもの

・ 人権教育の三つの視点

- 視点1：人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成
- 視点2：自立支援
- 視点3：人権を尊重する環境づくり

○ 人権教育の総合的な推進

- ・ 推進体制の充実
- ・ 普遍的な視点及び個別的な視点からのアプローチ
- ・ 人権課題相互の関連
- ・ 学校教育と社会教育との連携
- ・ 関係機関・NPO・大学・企業等との連携
- ・ 校種間連携等
- ・ 人権教育推進状況の把握

○ 推進に当たって大切にすべきこと

- ・ 就学前教育の充実
- ・ 家庭教育の充実
- ・ 教職員の研修の充実
- ・ 指導者等の養成
- ・ 効果的な学習プログラムの開発
- ・ 地域における多様な学習機会の提供
- ・ デジタル化への対応
- ・ 人権侵害への対応

○ 各人権課題に対する取組

- 1 女性
- 2 子ども
- 3 高齢者
- 4 障害のある人
- 5 同和問題
- 6 外国人
- 7 ハンセン病問題
- 8 患者等
 - ・ HIV感染症・エイズ
 - ・ 感染症・難病等
- 9 犯罪被害者等
- 10 刑を終えて出所した人等

- 11 性的マイノリティ
- 12 日本に帰国した中国残留邦人とその家族
- 13 インターネットによる人権侵害
- 14 様々な人権をめぐる課題
 - ・ アイヌの人々
 - ・ 被災者
 - ・ ホームレス問題
 - ・ 北朝鮮当局による拉致問題等

消費生活上の問題、人身取引、自殺問題、被疑者とその家族への偏見や差別、障害のある高齢者や障害のある子ども等複数の課題を抱える人などの人権課題や、今後新たに発生する人権課題について列挙

人権教育推進マトリックス会議の設置について

人権教育推進マトリックス会議

● 目 的

第5次岡山県人権政策推進指針を踏まえ、第4次岡山県人権教育推進プランに基づき、人権教育行政課題に適切かつ迅速に対応するよう総合調整を行い、もって人権教育行政の総合的な推進を図るため、人権教育推進マトリックス会議を設置する。

● 構 成

委 員 長 … 人権教育・生徒指導課長

副委員長 … 教育政策課長

委 員（8名）

※8課

教育政策課長
教職員課長
高校教育課長
義務教育課長
特別支援教育課長
保健体育課長
生涯学習課長
人権教育・生徒指導課長

マトリックス担当者
(マトリックス担当者会議)

教育政策課員
教職員課員
高校教育課員
義務教育課員
特別支援教育課員
保健体育課員
生涯学習課員
人権教育・生徒指導課員

● 所掌事務

- ① 人権教育の総合的な推進を図るための関係課相互の連携の在り方に関すること。
- ② 人権教育に係る施策等の調整に関すること。
- ③ 市町村及び学校の推進体制の整備の支援並びに研修機会の充実その他の人権教育行政推進のための条件整備の在り方に関すること。
- ④ その他人権教育行政の推進に関すること。

● 会 議

- ① マトリックス会議の開催は、原則として年に2回程度とする。
- ② 担当者会議の開催は、原則として2月に1回程度とする。（該当月第2水曜日）

一人権教育の総合的な推進

全ての人々が社会の一員として互いに尊重し、支え合いながら、共に暮らす共生社会の実現を目指し、人権教育の充実を図ります。



岡山県人権啓発
シンボルマーク

- ◆第5次岡山県人権政策推進指針
- ◆第3次晴れの国おかやま生き生きプラン
徳育・体育推進プログラム

- ◆岡山県教育大綱
- ◆第3次岡山県教育振興基本計画

岡山県人権教育推進委員会

人権教育推進の在り方について審議・提言等

人権教育推進マトリックス会議

人権教育行政課題に適切かつ迅速に対応するため、関係課が連携し、総合的な人権教育を推進(教育庁内8課で構成)

人権教育推進状況報告書

市町村及び学校における人権教育の推進状況や課題を把握

第4次岡山県人権教育推進プラン

人権教育の基本的な考え方と各人権課題に対する取組をまとめたプラン

- 人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成
- 自立支援
- 人権を尊重する環境づくり

学校教育

社会教育

連携

○教職員研修

管理職・人権教育担当者等研修会
交流体験研修会

○県立学校人権教育サポート事業

自他の生命及び尊厳と価値を尊重する教育の推進
いじめや不登校、中途退学等の未然防止のための生徒理解・
集団づくり《心理検査の活用、担当者研修》
教職員の人権教育研修《各種指導資料の活用等》

○心と命のサポート事業

出前授業の実施

○児童虐待の防止

県立学校等児童虐待等対応研修
市町村人権教育担当指導主事等連絡会

○人権学習充実拠点校事業

吉備中央町立円城こども園、奈義町立奈義小学校
赤磐市立吉井中学校、県立和気閑谷高等学校

○研究調査事業

人権教育研究委託

○自殺予防教育推進事業

教職員を対象としたSOSの出し方教育に係る講座の開催

○悩みや不安を抱えた時の匿名相談アプリ活用事業

いじめを受けたり見かけた時だけでなく、様々な悩みを抱えた
時に、生徒が安心して報告・相談できるよう匿名で相談・報告
できるアプリ(STANDBY)を全県立学校で活用

○1人1台端末を活用した心の健康観察事業

児童生徒の心や体調の変化を早期に把握し、適切な支援につ
なぐため、心の健康観察アプリの効果的な推進体制等を普及

○児童生徒いじめ防止ポスター・標語

児童生徒が作成したいじめ防止のポスター・標語の募集

○市町村情報提供・連絡事業

市町村人権教育担当者等連絡会

○PTA指導者人権教育研修会

PTA指導者研修会・情報交換

○人権教育・啓発指導者講座

(知事部局との連携)

幅広い知識と実践力を持った指導者の養成

○人権啓発マトリックス関係事業

(知事部局との連携)

ハートフルフェスタ

ハートフル講座

人権啓発ポスター等

○人権教育講師バンク

学校や地域で行う人権教育に関わる講演や研修の講師等
の情報提供

○指導資料整備事業

啓発DVDの整備・貸出、指導資料の作成

【分野：女性】
 【室・課名：人権・男女共同参画課】

項 目	3 男女共同参画社会の実現
【現状と課題】 令和6年実施の県民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は改善の方向にあるが、一方で家庭での役割については、「家事・育児等は妻」、「生活費を稼ぐ」のは夫の役割との認識が高く、男女の地位の不平等感等は依然として残っている。 このため、さらなる意識改革や男女間のあらゆる暴力の根絶、さまざまな分野における女性活躍の場の拡大、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現などに引き続き取り組んでいく必要がある。	
【現在の対応策】 男女の性別にとらわれず、一人ひとりの価値観に基づいた多様な生き方が尊重され、それぞれの能力や個性をあらゆる分野で十分発揮できる社会の実現を目指し、「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」及び「第5次おかやまウィズプラン」に基づき、各種施策を総合的かつ計画的に推進している。	
【今後の取組方針】 「第5次おかやまウィズプラン」（令和3～7年度）において、3つの基本目標と、その下に14の重点目標を掲げ、県民、NPO、企業など幅広い主体と協働して、各種施策を推進する。また、国の男女共同参画基本計画のほか、社会経済状況の変化や、県民意識調査の結果等も踏まえ、令和7年度に第6次おかやまウィズプランを策定する。 I 男女共同参画社会の基盤づくり 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し 2 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進 3 学校・家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進 4 男性にとっての男女共同参画の推進 II 男女の人権が尊重される社会の構築 5 男女間のあらゆる暴力の根絶（※） 6 情報化社会における男女の人権の尊重 7 生涯を通じた女性の健康支援 8 生活困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり III 男女が共に活躍する社会づくり 9 政策・方針決定過程への女性の参画促進 10 地域社会における男女共同参画の推進 11 さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大 12 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 13 女性のチャレンジ支援 14 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	
【主な関係法令・計画等】 ・男女共同参画社会基本法 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 ・岡山県男女共同参画の促進に関する条例 ・第5次おかやまウィズプラン	

【分野：女性】
 【室・課名：地域福祉課】

項 目	4 困難な問題を抱える女性への支援
【現状と課題】 女性の抱える問題が多様化・複雑化する中、状況に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性の人権が擁護され、男女平等により女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現を目的として、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行された。 県では「岡山県困難な問題を抱える女性支援計画」を策定し、「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づく支援等と合わせ、困難な問題を抱える女性の自立支援等に向けた施策の総合的かつ計画的な展開による効果的な支援の実施が求められている。	
【現在の対応策】 1 相談支援体制の充実 ・女性相談支援センターの機能強化 ・配偶者暴力相談支援センターや市町村女性相談窓口との連携 ・女性相談支援員による相談 ・民間団体・関係機関との連携 2 困難な問題を抱える女性への支援 (1) できる限り早期に相談窓口につながり、必要な支援を受けることができるよう、SNS等を活用したプッシュ型によるアウトリーチ支援や、出前講座等による啓発に取り組む。 (2) 相談支援に係る専門的な技術を持ちつつ、困難な問題を抱える女性の立場に寄り添い、本人の意思を尊重しながら支援方針等を検討し、支援に必要な関係機関の調整等を進める。 (3) 緊急時の安全確保として、女性相談支援センターでは、困難な問題を抱える女性の一時保護の受入を24時間行っており、ニーズに沿った支援となるよう一時保護機能の充実に取り組む。 (4) 地域生活の移行に際しては、生活再建を支えるアフターケアが重要であり、関係機関と連携・協力しながら、ニーズに応じた中長期的なケアにつなげ、女性が安定した生活を送れるよう支援を継続する。 3 支援の体制 困難な問題を抱える女性への支援に関わる全ての関係機関・団体が、対等な関係性の下、本人の承諾を得ながら相互に情報を共有し、支援についての理解を深めることにより、連携・協働の体制強化に取り組むとともに、支援調整会議等の開催により、相談、保護に対応する相談員等のさらなる資質の向上に取り組む。	

【今後の取組方針】

困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向け、関連する施策等を総合的かつ計画的に推進する。

また、市町村や民間団体と連携・協力しながら、情報共有や人材育成に取り組むことにより、困難な問題を抱える女性の多様な状況に機動的に対応する。

【主な関係法令・計画等】

- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ・ ストーカー行為等の規制等に関する法律
- ・ 人身取引対策行動計画
- ・ 岡山県困難な問題を抱える女性支援計画
- ・ 岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画

【分野：子ども】

【室・課名：子ども家庭課】

項 目	5 子ども虐待防止対策の推進
【現状と課題】 県民の子ども虐待への関心の高まりを受けて、県の児童相談所が対応した子ども虐待相談対応件数は、高止まりの状態であり、引き続き児童相談所が効果的に対応していくための体制と機能の強化が求められている。 県では、平成28年4月に施行された「岡山県子どもを虐待から守る条例」に基づき、毎年行動計画を策定し、県民意識の向上、発生予防から早期発見・早期支援、アフターケアまでの施策を包括的に推進している。さらに、令和6年度に改定した「岡山県社会的養育推進計画」に基づき施策を着実に推進する。	
【現在の対応策】 1 児童相談所の体制及び機能の強化 ○ 国の配置標準に基づく児童福祉司等の児童相談所職員の配置 ○ 経験年数や職種に応じた体系的な人材育成 ○ 警察職員の配置（倉敷児童相談所及び中央児童相談所に各1名配置、津山児童相談所を巡回） ○ 弁護士配置の拡充（月4日の配置、顧問契約の締結） ○ 親子関係再構築支援の強化（親子関係再構築支援員の配置） ○ 福祉職等の人材確保の推進（社会福祉士及び公認心理師実習生の受入） 2 社会的養育推進計画の推進 ○ 一時保護所等を利用している子どもの「意見表明権」を保障する体制の構築 ○ 市町村「こども家庭センター」の設置の促進 ○ 児童相談所の補完的役割を担う「児童家庭支援センター」の運営支援 ○ 施設等を退所した子どもの自立促進（自立生活の確立のため、生活の問題や就労・進学相談に応じる等の総合的な支援を実施） ○ 里親等委託の推進（里親のリクルート、里子・里親支援体制の充実、ファミリーホームへの補助者配置支援を実施）	
【今後の取組方針】 ・ 困難な状況にある子どもとその家族をきめ細かに支援できるよう、行政はもとより、地域、里親や児童養護施設など、子どもの福祉に携わる関係機関等の取組を進めていく。	
【主な関係法令・計画等】 ・ 児童福祉法 ・ 児童虐待の防止等に関する法律 ・ 岡山県子どもを虐待から守る条例 ・ 岡山いきいき子ども・若者プラン2025 ・ 岡山県社会的養育推進計画	

【分野：子ども】

【室・課名：子ども家庭課】

項 目	6 ひとり親家庭の福祉の向上
-----	----------------

【現状と課題】

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手として、生活や子どもの養育、就業等に多くの悩みや不安を抱えて生活している。ひとり親家庭を対象とした全国調査では、母子世帯の平均年間収入は 272 万円、また養育費の取り決めをしている率は約 47%、受給率は約 28%とされており、経済面や生活面で厳しい状況に置かれている。

【現在の対応策】

個々のひとり親家庭の状況やニーズに応じて、経済的自立の支援、生活の支援、就業の支援を実施している。

(1) 経済的自立の支援

ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給や、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を行うとともに、医療費の一部を公費負担するなど経済的な支援を行っている。

(2) 生活の支援

ひとり親家庭支援センターや母子・父子自立支援員を設置し、ひとり親家庭の困りごとに対して相談・指導を行うなど、生活の支援を行っている。

(3) 就業の支援

ひとり親家庭支援センターにおいて、相談者の状況に応じ、母子・父子自立支援プログラムを策定するなど、ハローワーク等関係機関と連携しながら就労支援を行っている。

また、就業に有利な資格取得を促進するため、給付金の支給により講座受講費用の補助や受講期間中の生活支援を行っている。

【今後の取組方針】

ひとり親家庭支援センターや母子・父子自立支援員、ハローワーク等の関係機関と緊密に連携し、一人ひとりのニーズに応じた相談活動や就労支援を行うとともに、ひとり親に対する支援制度等をまとめた冊子や広報媒体を利用してひとり親家庭に対する各種支援制度等の周知を図る。

また、市町村窓口（戸籍、相談）担当者等を対象に養育費確保に関する研修を引き続き実施するほか、離婚前後のひとり親に対し、養育費の取決めも含めた生活・就業全般について寄り添い型支援を行うなど、ひとり親の養育費取得に向けた相談体制の充実を図る。

【主な関係法令・計画等】

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法
- ・岡山いきいき子ども・若者プラン 2025

【分野：子ども】

【室・課名：子ども家庭課】

項 目	7 子どもの貧困の解消に向けた対策
【現状と課題】 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく県計画を「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」に盛り込むかたちで策定し、岡山県子どもの貧困対策会議を中心に、関係部局が連携して子どもの貧困対策に総合的に取り組んでいる。	
【現在の対応策】 「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」に基づき、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援を重点施策として、総合的に施策を推進している。 ○子どもの貧困の解消に向けた対策事業 子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、夢と希望を持って成長できる環境づくりを目指す。 ① 子どもの居場所づくり促進事業 ② 全県版おかやま子ども支援ネットワーク事業 ③ 岡山県子ども食堂応援ファンド事業 ④ 児童育成支援拠点事業 ○子どもの貧困対策会議 庁内関係部局における連絡調整を図り、子どもの貧困の解消に向けた対策を着実かつ効果的に推進することを目的に設置し、各課所管事業の取組状況の把握等に努めている。 (構成員：子ども・福祉政策企画監、各関係事業担当課長)	
【今後の取組方針】 ○関係各機関との連携 事業の実施に当たり、子どもの貧困の解消に向けた対策に取り組む民間団体や市町村、市町村社会福祉協議会、教育委員会や県民局、大学などの関係者との連携を密にし、円滑な事業実施を図る。	
【主な関係法令・計画等】 ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 ・ 子供の貧困対策に関する大綱 ・ 岡山いきいき子ども・若者プラン2025	

子どもの貧困の解消に向けた対策事業（令和7年度）

事業内容等			
No	事業名	事業内容	補助率等
1	子どもの居場所づくり促進事業	地域住民やNPO等の団体が子ども食堂での食事の提供など、子どもの居場所を新たに立ち上げる際に、その立ち上げに必要な経費を補助する。 (県から団体への直接補助)	【補助対象者】 県内（政令市を除く）で子どもの居場所を立ち上げる団体 【補助率】 定額（上限300千円）
2	全県版おかやま子ども支援ネットワーク事業	令和4年度から令和6年度にかけて県民局圏域ごとに形成した、子どもの居場所のネットワークを全県に統一し、新たな支援者の育成も含め、様々な情報や物資の共有、実際のケース検討を行うことにより、各団体の運営体力や対応力の向上を図る。 また、アドバイザー事業を引き継いで新たに居場所づくりを始めたい方へ開設相談や運営相談を行うとともに、子ども食堂がない・少ない地域において子ども食堂の体験機会の提供や、フードドライブによる相談対応への支援を行うことなどを通して子どもの居場所の数を増やす。	【事業形態】 委託事業
3	岡山県子ども食堂応援ファンド事業	子ども食堂を支援したい個人や企業等から寄附金を募り、岡山県子ども食堂応援基金へ積み立てた後、県内の子ども食堂へ運営費の一助としてもらうため、おかやま子ども支援ネットワーク受託団体を通じて、寄附金を配分する。	【対象者】 おかやま子ども支援ネットワークに加入している子ども食堂（詳細は未定） 【配分金額】 未定
4	児童育成支援拠点事業	市町村が実施する子どもの居場所の運営費に対する補助を行う。	【補助対象者】 市町村 【補助率】 国1/3、県1/3、市町村1/3

【分野：子ども】

【室・課名：子ども家庭課】

項目	8 青少年の健全育成対策の推進
【現状と課題】 困難な状況にある子ども・若者が抱える問題は、いじめや不登校、ひきこもり、貧困、虐待、インターネット上の誹謗中傷、SNSに起因する犯罪被害など多岐にわたり、一人が複数の問題を抱えるなど、複雑で多様な状況となっている。 県では、「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」（計画期間：令和7～11年度）に基づき、次代を担うすべての子ども・若者が健やかに育つ社会づくりに向け、各種施策を総合的に推進している。	
【現在の対応策】 1 健全育成の推進と意識の高揚 ○ 青少年健全育成県民運動の推進 7月、11月、3月を「青少年健全育成強調月間」と定め、青少年の健全育成と非行防止について県民の理解を深めるため、（公社）岡山県青少年育成県民会議等の関係機関・団体が一体となった、県民総ぐるみの運動を集中的に展開する。 ○ スマホ・ネット対策の推進 青少年をスマートフォンやインターネットのリスクから守るため、携帯電話事業者と連携し、スマートフォン等の機器を購入する保護者に向けたフィルタリング設定に係る啓発に取り組む。 2 子ども・若者に対する支援 ○ 青少年相談事業の実施 「岡山県青少年総合相談センター」において、いじめ、不登校、非行等に関する相談を総合的に受け付けるとともに、「おかやま子ども・若者サポートネット」において、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者やその家族の支援を重層的かつ継続的に行う。また、高等学校中途退学者等に対して、専任コーディネーターによる一人ひとりに寄り添った支援を行う。 ○ 有害環境の浄化 岡山県青少年健全育成条例等に基づき、有害環境の規制、インターネット上の有害情報への対応等に取り組む。	
【今後の取組方針】 1 「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」に基づき、関連部局と連携しながら各種施策を推進する。 2 青少年にとって、より相談しやすい環境づくりを進めるなど、相談体制の充実に取り組むとともに、「おかやま子ども・若者サポートネット」において、関係機関・団体の連携強化を図り、円滑な支援体制の充実に取り組む。また、より身近で適切な支援が受けられるよう、市町村に対して「子ども・若者支援地域協議会」の設置に向けて、引き続き働きかけを行う。 3 青少年のスマホ・ネット問題の解決に向けて、関係部局や携帯電話事業者と連携し、スマホ・ネット問題総合対策の推進を図る。	
【主な関係法令・計画等】 ・子ども・若者育成支援推進法 ・岡山県青少年健全育成条例 ・岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例	

【分野：高齢者】

【室・課名：長寿社会課・指導監査課】

項目	9 長寿社会への対応
【現状と課題】 本県の65歳以上の高齢者人口は、令和6(2024)年10月時点で約55万人であり、高齢化率は31.4%と全国平均を上回っている。 高齢化の進展により、寝たきりや認知症、ひとり暮らしの高齢者等が増加し、孤立や虐待など高齢者の人権や尊厳が脅かされるような問題も生じている。 このため、高齢者の自立した日常生活の維持や尊厳の保持等を図ることを目的とした介護保険法や高齢者虐待防止法等が制定され、県においても、各種取組を推進することにより、高齢者の人権を尊重するとともに、生活の質を高めていく必要がある。	
【現在の対応策】	
1 地域包括ケアシステムの深化・推進	
令和6年3月に策定した第9期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画等に基づき、市町村や関係機関と連携し、介護基盤の計画的な整備等を進めるとともに、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組む。 (1) 地域医療介護総合確保基金を活用した市町村への補助により、計画的に介護サービス基盤の整備を行う。 (2) 利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選べるよう、介護サービス情報の公表を行う。 (3) 市町村が設置する地域包括支援センターの機能強化を図るための職員研修や、質の高い介護サービスを提供するための介護支援専門員等を対象とした研修等を実施する。 (4) 住民互助による通所付添サポート活動や通いの場の立ち上げ、民間企業・NPO・ボランティア団体等多様な担い手によるサービスの充実など、地域の実情に応じた取組を行う市町村に対し、県に設置している保健師等で構成する市町村サポートチームによる伴走型のアウトリーチ支援等を行うほか、外部のアドバイザーの協力を得て伴走支援を実施している。 (5) 市町村が行う介護予防事業のさらなる充実を図るため、PDCAサイクルに沿った事業実施ができるよう高度な知見を有する専門家を市町村に派遣し、介護予防の効果測定やデータ集計・分析に関するアドバイス等を行う。	
2 認知症施策の推進	
国の認知症施策推進大綱を踏まえ、早期からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい理解に基づく本人や家族への支援等を促進し、認知症の人の尊厳が重視され、できる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に取り組む。 (1) 認知症の早期診断・早期対応を推進するため、全ての二次保健医療圏に8か所の認知症疾患医療センターを設置し、専門的な医療の提供や地域における医療提供体制の整備を図る。 (2) 認知症サポート医の養成を行うとともに、かかりつけ医等の医療従事者に対する認知症の理解促進や対応力の向上のための研修を実施する。	

- (3) 認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るため、高齢者介護の指導的立場にある者、認知症介護サービス事業の開設者、管理者等への研修等を実施する。
- (4) 認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する認知症サポーターを市町村と協力して養成するとともに、支援ニーズと様々な支援者をつなぐ仕組みである「チームオレンジ」を整備する市町村の取組を支援する。
- (5) 認知症の人やその家族を支援するため、相談に対応する「おかやま認知症コールセンター」を設置するとともに、介護する家族等の交流会を開催する。
- (6) 認知症の中核症状等を疑似体験できるVR機材を活用し、認知症への理解を深める出前研修会等を実施する。
- (7) 若年性認知症の人が適切な支援を受けられるよう、「おかやま若年性認知症支援センター」に医療、介護、福祉、雇用等の関係機関のつなぎ役となるコーディネーターを配置し、個別支援等を行うとともに、若年性認知症の人と家族が集う交流会を開催する。

3 権利擁護の推進

市町村が、高齢者虐待防止法等に基づいて行う措置の実施に関して、必要な援助・助言を行うとともに、地域包括支援センターや市町村担当課の職員等に対する高齢者虐待への対応や介護保険事業者等に対する高齢者虐待防止の研修を実施するほか、市町村からの法律相談を受ける窓口を設置する。

また、県内のどの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、県及び市町村、弁護士や司法書士などの専門職団体等で構成する岡山県成年後見制度利用促進協議会を設置し、関係団体と連携して体制整備等を図るとともに、市民後見人養成研修の実施などを通じ、市町村が行う利用促進の取組を支援する。

4 生活環境の整備

高齢者の居宅における日常生活を容易にするとともに、介護者の負担を軽減するため、住宅改修の経費を助成する市町村に対し補助を行う。

5 社会参加の促進と交流

高齢者の健康・生きがいづくりを推進するため、文化・スポーツ活動の場の提供を進めるとともに、高齢者の豊かな知識や経験を生かせるよう、地域の老人クラブ等が行う社会活動に助成を行う。

【今後の取組方針】

第9期計画等に基づき、高齢者保健福祉施策に取り組むことにより、高齢者が様々な社会活動に主体的に参加しながら、住み慣れた地域で、快適にいきいきと自立して生活できる社会の実現を目指す。

【主な関係法令・計画等】

- ・老人福祉法
- ・介護保険法
- ・高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）
- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律
- ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法
- ・第9期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画

【分野： 障害のある人 】

【室・課名： 障害福祉課 】

項 目	10 岡山県障害者計画（障害福祉計画等）の推進
【現状と課題】 障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき策定した、「第5期岡山県障害者計画(第7期岡山県障害福祉計画・第3期岡山県障害児福祉計画)」(※)に基づき、障害の有無にかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する共生社会の実現をめざして、県政全般にわたる各種施策を推進している。また、各市町村を通じ広域的な見地から障害福祉サービス等の提供体制の確保や、障害のある人への支援の充実等を図るため、必要な基盤整備等を推進している。 (※) 計画期間は令和6～10年度（障害福祉計画・障害児福祉計画については、令和6～8年度とし、3年ごとに見直しを行う）	
【現在の対応策】 自立と社会参加、主体的な選択、地域での共生の3つを施策体系の柱とし、地域生活の支援、安全・安心な生活環境の整備、教育の振興、文化芸術活動・スポーツ・国際交流等の推進、雇用・就業、経済的自立の支援、保健・医療の充実、情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実、防災・防犯等の推進、差別の解消及び権利擁護の推進に取り組んでいる。	
【今後の取組方針】 計画が目的とする共生社会を実現するために、地域生活移行や地域生活を支える基盤の整備、就労移行や定着を通じた経済的自立の支援など、目標の達成に向けて取り組む。また、計画にもその趣旨を盛り込まれた障害者差別解消法、障害者虐待防止法など、障害のある人に関係する各種法律を踏まえた取組も着実に実行する。	
【主な関係法令・計画等】 (岡山県障害者計画) ・ 障害者基本法 (岡山県障害福祉計画・岡山県障害児福祉計画) ・ 障害者総合支援法、児童福祉法	

【分野： 障害のある人】
 【室・課名： 障害福祉課・指導監査課】

項 目	11 障害のある人の自立と社会参加の促進等
【現状と課題】 障害のある人の自立と社会参加を促進し、誰もが生き活きと輝く共生社会を実現するため、あいサポート運動をはじめとした心のバリアフリーの推進、障害者スポーツ・文化芸術活動の推進、障害福祉サービス等の基盤整備、障害のある人の就労支援などに取り組んでいる。	
【現在の対応策】 1 心のバリアフリーの推進 障害のある人にちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポーター」を養成するなど、「あいサポート運動」を積極的に推進するとともに、障害者週間（12月3日～9日）を中心に関係団体と連携して各種啓発行事等を実施し、障害のある人に対する理解と関心を深め、障害のある人の社会参加を促進する。 2 障害者スポーツ・文化芸術活動の推進 岡山県障害者スポーツ大会や障害者アートの作品展示等を通じて、障害のある人の社会参加を促進するとともに、障害のある人となない人とのふれあいや交流により、障害についての相互理解を深める。 3 意思疎通支援の充実等 障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、「岡山県手話言語の普及及び聴覚障害、視覚障害その他の障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例」に基づき、障害者ITサポートセンターの設置・運営、手話通訳者・要約筆記者等の意思疎通支援者の養成・派遣等により、情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援の充実等を図る。 4 障害福祉サービス等の基盤整備 障害のある人の社会参加や地域生活を支援するため、障害福祉サービス等の充実を図るとともに社会福祉法人等が行う施設・設備の整備について補助を行う。 5 障害者就業・生活支援センターによる支援 障害のある人が身近な地域で、就業及びこれに伴う日常生活の相談・支援が受けられるよう障害者就業・生活支援センターを広く周知し、就業を希望する障害のある人の要望にきめ細かく対応できるよう相談支援体制の充実を図る。 6 権利擁護の推進 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」等に基づき、市町村等が行う措置の実施に関し、研修等を通じて援助、助言を行うとともに、県障害者権利擁護センター、県障害者差別解消相談センターにおいて、障害のある人や養護者からの相談について必要な助言を行い、障害のある人の権利擁護や虐待の防止、差別解消を図る。	
【今後の取組方針】 誰もが生き活きと輝く共生社会の実現に向け、「第4次晴れの国おかやま生き活きプラン」、「第5期岡山県障害者計画」等に基づき、引き続き心のバリアフリーの推進等に取り組む。	
【主な関係法令・計画等】 ・第4次晴れの国おかやま生き活きプラン ・第5期岡山県障害者計画（第7期岡山県障害福祉計画・第3期岡山県障害児福祉計画）	

【分野：同和問題】

【室・課名：人権・男女共同参画課】

項目	12 同和問題への対応
【現状と課題】 平成14年3月までの33年間にわたる特別対策等により、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は成果を上げ、様々な面で存在していた格差は大きく改善され、人々の同和問題についての理解と認識も進み、全般的に着実な進展が見られた。 特別対策終了後も、県では、一般対策でその解決に向けた各種施策に取り組んでおり、同和問題は解決に向かっているが、なお、差別意識の解消やえせ同和行為の排除などが課題となっている。 また、平成28年12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行された。	
【現在の対応策】 同和問題の解決に向けて、差別意識の解消を図るため、様々な場を通じた啓発等に取り組んでいる。 1 啓発の推進 ・新聞、ラジオなどマスメディアを活用した各種啓発 ・研修の開催 ・市町村や民間が行う研修会等への研修用資料の提供等 2 教育の推進 ・学校・社会教育の充実 3 公正な採用選考及び雇用の促進 ・公正採用選考人権啓発推進員の設置及び研修の実施等 4 えせ同和行為の排除 ・「えせ同和行為対策関係機関連絡会」による情報交換 ・事業所等への排除要請、マスメディアや市町村広報紙を活用した啓発 5 隣保館活動への支援 ・生活上の各種相談や講演会・研修会の開催等の隣保館活動に対する支援 ・貸付けや融資等の自立支援制度の情報提供 6 同和関係資金貸付金の債権管理	
【今後の取組方針】 「第5次指針」に基づき、同和問題を女性、子ども、高齢者、障害のある人など、他の人権課題と同様に重要な人権課題の一つとしてとらえ、今後とも、国、市町村、関係機関等と連携し、差別意識の解消のための取組を進める。	
【主な関係法令・計画等】 ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 ・部落差別の解消の推進に関する法律 ・第3次晴れの国おかやま生き生きプラン ・第5次岡山県人権政策推進指針	

【分野： 外国人】
【室・課名： 国際課】

項 目 13 多文化共生（誰もが暮らしやすい地域づくり）

【現状と課題】

県内の在留外国人数は、令和6年末時点で38,886人と過去最高を更新している。国籍別ではベトナム、中国、韓国が多く、在留資格別では技能実習、永住者が多い。

新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の在留外国人数は一時期減少したものの、令和4年から再び増加に転じており、国内の労働力不足等を背景に、今後もさらなる増加が見込まれる。

在留外国人の増加・多様化に伴い、日常生活の様々な場面において、言葉や文化、生活習慣、価値観等の相違による問題も生じており、誰もが暮らしやすい多文化共生の地域づくりを推進することが求められている。

【現在の対応策】

1 相互理解の促進

世界各地の文化や生活習慣、国・地域の情勢や国際課題等について、講習会やワークショップ等を開催し、多様性の尊重や相互理解を深めている。

- ・国際理解講座、セミナー等の開催 (国際課)

2 コミュニケーション・生活支援

(1) 日本語及び日本社会に関する学習支援

外国人が日本語や日本文化を学ぶことは、日本を理解し地域社会の一員として生活するために重要であることから、日本語学習や日本語指導支援機能の充実を図っている。

- ・日本語講座、やさしい日本語研修会、日本語ボランティアスキルアップ研修会等の開催 (国際課)

(2) 多言語による情報提供等

外国人が地域で安全・安心に暮らすための支援として、岡山県外国人相談センター（岡山国際交流センターに設置）において、多言語による各種情報提供や無料相談を実施しているほか、ガイドブックやホームページにより、日常生活に役立つ情報を提供している。

また、県、市町村、関係機関・団体等との連絡会議を開催し、情報交換及び連携強化を図っている。

- ・多言語による情報提供、生活相談 (国際課)
- ・弁護士による無料法律相談 (国際課)
- ・災害救援専門ボランティア（通訳・翻訳）の養成 (国際課)
- ・災害時多言語支援センター設置運営訓練の実施 (国際課)
- ・地域共生サポーターの養成 (国際課)
- ・「外国人住民のための防災ガイドブック」（5言語）の作成・配布 (国際課)
- ・「日本語教室リスト」（5言語）の作成・配布 (国際課)
- ・「生活安全マニュアル」（10言語）の作成・配布 (警察本部外事課)

(3) 教育環境の整備

外国人の児童生徒が安心して勉学に励むことができる環境を整備するため、日本語指導を行う教員の加配に努めるとともに、教育相談体制の充実を図っている。

また、通訳ボランティアによる学習支援を推進している。

- ・日本語指導が必要な外国人児童生徒が通学する公立小・中学校への教員の加配
(教育庁教職員課)

- ・日本語指導が必要な児童生徒の指導等に関する連絡協議会の開催

(教育庁義務教育課)

(4) 適正な雇用等の促進

県内留学生の県内就職の促進に向け、県内企業との交流の場を設けるなどの就職支援を行うとともに、県内企業に対し、外国人材の受入れ時に必要となる法的手続きの周知等により、適切な雇用となるよう支援を行っている。

- ・外国人材受入支援セミナー等の開催

(労働雇用政策課)

(5) 保健・福祉等の充実

外国人住民や留学生が健康な生活を送ることができるよう、疾病予防、保健・医療等について、医療機関や生活関連情報の提供、相談・支援体制の充実に努めている。

- ・[再掲] 多言語による情報提供、生活相談

(国際課)

- ・外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関の選出・公開

(医療推進課)

(6) 防災情報等の提供

- ・防災・災害関連情報ポータルサイトの多言語対応(11ヶ国、12言語)

(危機管理課)

【今後の取組方針】

岡山県外国人相談センターを中心に、外国人住民に対する支援の充実を図るとともに、市町村や関係機関・団体等と連携・協働し、多文化共生の地域づくりを進める。

1 外国人にも暮らしやすい岡山づくり

(1) コミュニケーション支援

日本語学習機会の充実、「やさしい日本語」の普及、通訳ボランティアの養成等

(2) 生活支援

各種生活情報の提供、多言語相談等の実施、各種ボランティアの養成、災害時多言語支援センターの機能強化等

2 多文化共生の地域づくり

(1) 地域におけるサポートと意識啓発

地域共生サポーターの養成、県民に対する国際理解講座等の開催

(2) 外国人と共生する地域づくり

外国人の地域参画促進のための行政・関係団体・ボランティア等の連携・協働

【主な関係法令・計画等】

- ・国際化施策推進方針

【分野：ハンセン病問題】
 【室・課名：疾病感染症対策課】

項 目	14 ハンセン病問題
【現状と課題】 県内には2つの国立ハンセン病療養所があり、合わせて118人（令和7年5月1日現在）のかつてハンセン病であった方々（回復者）が生活しており、平均年齢は89.4歳となっている。 そうした中、国賠償訴訟判決で隔離政策の誤りが認められてから20年以上が過ぎたにも関わらず、回復者の方々に対する偏見・差別は解消されていないことから、引き続き啓発事業等に取り組んでいく必要がある。	
【現在の対応策】 「岡山県のハンセン病対策を振り返り正しい理解を進める委員会」から提出された意見書における提言をもとに、偏見・差別の解消のための啓発事業等を実施しており、「岡山県ハンセン病問題対策協議会」において協議及び調整を行っている。 ＜偏見・差別解消のための啓発の実施＞ 1 小中学生等が療養所を訪問し入所者との交流を図る地域交流事業や、入所者の実体験を直接若い世代に語り伝えることを目的とする入所者による学校での語り部講演など、ハンセン病問題に対する正しい理解と偏見・差別の解消に向けた普及啓発事業を進めている。 2 「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」（6月22日）を中心にパネル展の開催等の啓発を実施している。 3 ホームページやリーフレット等により、ハンセン病問題に関する正しい情報の提供を行っている。	
【今後の取組方針】 ハンセン病問題に関する正しい理解と偏見・差別の解消のため、入所者の方々との交流事業や、語り部講演会等に引き続き力を注ぎ、きめ細かな啓発事業に取り組むとともに、療養所に暮らす方の意向・要望を基本とした支援活動を実施する。 令和5年度、令和6年度に厚生労働省が実施した「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査」報告書において、ハンセン病問題に関する知識は十分には浸透しておらず、偏見差別は依然として深刻な状況にあることが示されたことから、関係機関と連携し、これまで以上に啓発の取組を実施することが必要である。 また、両園の将来構想の実現に向けて関係者とともに協力していく。	
【主な関係法令・計画等】 ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 ・ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会報告書 ・「岡山県のハンセン病対策を振り返り正しい理解を進める委員会」から提出された意見書における提言	

平成13年度以降の岡山県のハンセン病問題対策事業

年度	事業名	内容	備考
13	委員会設置事業	「岡山県のハンセン病対策を振り返り正しい理解を進める委員会」開催(9回、H14.3:意見書提出)	H13.5 「らい予防法違憲 国家賠償請求訴訟」で熊本地裁は 原告勝訴の判決
	普及啓発事業	啓発ビデオ作成(1,100本)、シンポジウム開催(約1,800人参加)、地域交流事業補助(2件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	知事両園訪問	6月11日両園を訪問	
14	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(3回)	
	普及啓発事業	パンフレット配布(3万部)、啓発ビデオテレビ放映(1回)、パネル展開催(3回)、フォーラム開催(約550名参加)、地域交流事業補助(13件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰促進事業	社会復帰支援員(医療ソーシャルワーカー34名)配置(H14.7) 出張相談(長島愛生園・邑久光明園各2回/月)	
	県民意識調査事業	県民意識調査(回答者:15歳以上の県内在住者2,210人)	
15	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回) 「岡山県ハンセン病問題関連史料調査委員会」開催(2回) 史料調査専門員によるハンセン病関連史料調査・収集	H15.11 熊本でハンセン病 療養所入所者の 宿泊拒否
	普及啓発事業	パンフレット配布(4万部)、啓発ビデオテレビ放映(2回)、新聞紙面広告実施、地域交流事業補助(13件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰促進事業	社会復帰支援員(医療ソーシャルワーカー)による出張相談(長島愛生園・邑久光明園各2回/月)	
16	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回) 「岡山県ハンセン病問題関連史料調査委員会」開催(2回) 史料調査専門員によるハンセン病関連史料調査・収集	H17.3 ハンセン病問題に 関する検証会議最 終報告書公表
	普及啓発事業	パンフレット配布(3万部)、啓発ビデオテレビ放映(1回)、講演会開催(約80人参加)、フォーラム開催(約800人参加)、地域交流事業補助(22件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰促進事業	社会復帰支援員(医療ソーシャルワーカー)による出張相談(長島愛生園・邑久光明園各2回/月) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
17	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回) 「岡山県ハンセン病問題関連史料調査委員会」開催(2回) ハンセン病問題関連資料集(前後編各800ページ)筆耕開始	
	普及啓発事業	パンフレット配布(2万部)、啓発ビデオテレビ放映(1回)、講演会実施(4回、延べ700人参加)、地域交流事業補助(13件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰促進事業	社会復帰支援員(医療ソーシャルワーカー)による出張相談(長島愛生園・邑久光明園各2回/月) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
18	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回) 「岡山県ハンセン病問題関連史料調査委員会」開催(3回) ハンセン病問題関連資料集前編刊行(H19.2)	
	普及啓発事業	パンフレット配布(2万部)、啓発講演会実施(1回)、講演会実施(中学校・高等学校等)、フォーラム開催(約300人参加)、啓発DVD作成(700本)、地域交流事業補助(17件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰促進事業	社会復帰支援員(医療ソーシャルワーカー)による出張相談(長島愛生園・邑久光明園各2回/月) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
19	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催 「岡山県ハンセン病問題関連史料調査委員会」開催 ハンセン病問題関連資料集後編収録史料選定及び筆耕	
	普及啓発事業	パンフレット配布(2万部)、啓発DVDテレビ放映、啓発講演会実施(1回)、講演会実施(小学校・中学校・3回)、地域交流事業補助(10件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰促進事業	社会復帰支援員(医療ソーシャルワーカー)による出張相談(長島愛生園・邑久光明園各2回/月) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
	県民意識調査事業	県民意識調査(回答者:15歳以上の県内在住者2,035人)	
20	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回) 「岡山県ハンセン病問題関連史料調査委員会」開催(2回) ハンセン病問題関連資料集後編刊行(H21.3)	
	普及啓発事業	啓発番組テレビ放映、映画上映会及び講演会開催、講演会実施(中学校・高等学校等)、地域交流事業補助(18件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰促進事業	社会復帰支援員(医療ソーシャルワーカー)による出張相談(長島愛生園・邑久光明園各2回/月) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	

年度	事業名	内容	備考
21	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(1回)	H21.4 「ハンセン病問題 の解決の促進に関 する法律」の施行
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、11校)、地域交流事業補助(9件)、県人会への里帰り助成金贈呈、パンフレット作成(6万4千部)	
	社会復帰促進事業	社会復帰支援員(医療ソーシャルワーカー)による出張相談(長島愛生園・邑久光明園各2回/月) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
22	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	
	普及啓発事業	啓発番組テレビ放映、語り部講演会の実施(小・中・高校、11校)、地域交流事業補助(13件)、県人会への里帰り助成金贈呈、パンフレット作成(3万部)	
	社会復帰促進事業	社会復帰支援員(医療ソーシャルワーカー)による出張相談(長島愛生園・邑久光明園各2回/月) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
23	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、18校)、地域交流事業補助(13件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰促進事業	社会復帰支援員(医療ソーシャルワーカー)による出張相談(長島愛生園・邑久光明園各2回/月) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
24	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、10校)、地域交流促進事業補助(19件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(6件) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
25	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、10校)、地域交流促進事業補助(15件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(4件) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
26	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、10校)、地域交流促進事業補助(23件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(7件) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
27	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、10校)、地域交流促進事業補助(18件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(5件) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
28	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、10校)、地域交流促進事業補助(15件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(4件) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
29	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、10校)、地域交流促進事業補助(18件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(3件) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
30	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、10校)、地域交流促進事業補助(16件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(4件) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	

年度	事業名	内容	備考
1	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(新型コロナウイルスの影響により、1回)	R1.11 「ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」の施行、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の一環として
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、10校)、地域交流促進事業補助(22件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(4件) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
2	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、9校)、地域交流促進事業補助(4件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(1件) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
3	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、10校)、地域交流促進事業補助(7件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(1件) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
4	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	R5.3 「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」が報告書取りまとめ
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、7校)、地域交流促進事業補助(16件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(1件) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
5	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	R6.3 「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査報告書」公表
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、10校)、地域交流促進事業補助(18件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(1件) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
6	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	R7.3 「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査報告書」公表
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(中学、3校)、地域交流促進事業補助(15件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(4件)	

【分野：患者等】
【室・課名：疾病感染症対策課、医薬安全課】

項目	15 患者等（HIV感染・エイズ、その他の疾病等）
	【現状と課題】 国内のHIV感染者・エイズ患者は令和6年には1,000件（速報値）の新規報告があった。新規HIV感染者報告数は昨年と比べおおむね横ばいであるが、新規エイズ患者報告数は令和4年から2年連続で増加している。本県においては令和6年8名の新規報告があり、引き続き注視していく必要がある。 また、エイズに対する正しい知識や理解の不足から、依然として偏見や差別が存在していること、患者の高齢化が進んできていることから、医療関係者をはじめ福祉・介護分野関係者から一般県民まで、幅広くエイズに関する正しい知識の普及啓発を図ることが必要である。 さらに、難病のある人やその家族は、長期にわたる療養費や介護のための人手など、大きな社会的・経済的負担を強いられている。そのため、難病法に基づき、良質かつ適切な医療の確保及び難病患者の療養生活の質（QOL）の維持向上を図るため、総合的な難病対策を推進している。
	【現在の対応策】 1 正しい知識の普及・啓発 学校や地域の団体等へエイズ・性感染症の専門知識のある講師等を派遣する「エイズ等出前講座」や各種普及啓発を実施するとともに「県民の方等へのエイズに関するメッセージ」や検査啓発カードを作成し、エイズに関する正しい知識の普及や、エイズ患者等に対する偏見や差別の解消を図っている。 2 相談・検査体制の充実 エイズに関する相談や検査を安心して受けることができるよう、全保健所・支所で無料・匿名検査、エイズ治療拠点病院（10医療機関）や身近なクリニックでの一律1,000円の検査を実施している。さらに備前・備中・美作保健所においては、エイズホットラインを設置するなど、相談窓口の充実を図っている。 3 診療体制の充実 エイズ医療等推進協議会において、医療と行政相互の課題について意見交換を行うなど関係者の連携強化に努めるとともに、医療従事者等に対する研修会の開催、針刺し後のHIV感染防止体制の整備、患者やその家族の心理的・社会的ケア並びに医療従事者への助言指導を行うエイズ診療カウンセリング体制の整備など、エイズ診療体制の充実を図っている。 4 社会生活と生活の支援 （1）難病相談・支援センターにおける相談支援 難病のある人の相談・支援を行う拠点として、療養や日常生活に関する相談、患者会等を通じた交流の支援、就労支援、医療機関（担当医）向けの研修会の実施等に取り組んでいる。 （2）地域支援、居住生活支援 難病のある人の療養上の不安を解消し、適切な在宅療養が行えるよう、保健所を中心に、地域の医療機関や市町村等との連携のもと、医療相談や訪問指導等を行っている。また、平成25年4月から障害者の範囲に「難病等」が加えられたことにより、ホームヘルプなどの障害福祉サービスの利用が可能となるとともに、

市町村においては、日常生活用具給付等の地域生活支援事業を実施し、難病のある人の居宅での生活を支援している。

【今後の取組方針】

エイズのまん延防止及びH I V感染者・エイズ患者に対する偏見・差別の解消を図るため、関係者と連携しながら各種普及啓発を実施するとともに、相談・検査・診療体制の充実を図る。

難病のある人については、ニーズを踏まえ、保健・医療・福祉の連携のとれた総合的な施策を積極的に推進する。特に就労支援については、経済団体や支援機関等との連携のもとで、難病のある人への相談対応や企業への意識啓発に取り組む。

【主な関係法令・計画等】

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・岡山県保健医療計画、岡山県感染症予防計画
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律
- ・障害者総合支援法

エイズ対策について

国内のHIV感染者・エイズ患者は、令和6年に1,000件（速報値）の新規報告があった。新規HIV感染者報告数は令和5年と比べおおむね横ばいであるが、新規エイズ患者報告数は、令和4年から2年連続で増加していることから、引き続き動向を注視する必要がある。本県においても、HIV感染の予防と早期発見・早期治療、感染者に対する偏見・差別の解消を図るため、保健所等での相談・検査体制の整備やエイズ等出前講座を実施するなど啓発活動に取り組んでいる。

1 HIV感染者／エイズ患者の発生動向の推移 （単位：人）

区 分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全国	感染者	940	903	750	742	632	669	664
	患 者	377	333	345	315	252	291	336
	計	1,317	1,236	1,095	1,057	884	960	1,000
県	感染者	15	8	7	7	3	3	4
	患 者	3	2	8	6	3	2	4
	計	18	10	15	13	6	5	8

出典：エイズ発生動向調査（厚生労働省エイズ動向委員会、令和6年は速報値）

2 保健所の相談・検査体制

エイズのまん延を防ぐためには感染者の早期発見が重要であり、相談から検査に至るまでの一貫した体制の整備を図っている。さらに、備前・備中・美作の3保健所にエイズホットライン（直通の専用電話）を設置して、安心して相談・検査を受けられる体制を整備している。また、平成23年度から備前・美作保健所では迅速検査を導入し、受検者の利便性向上を図るとともに、保健所職員、医療従事者等を対象に、検査の受検促進、早期発見治療のためのエイズ対策研修会を開催している。

＜相談・検査の状況＞（県保健所分）

令和6年 相談 423件（うちホットライン 277件）

HIV抗体検査 190件

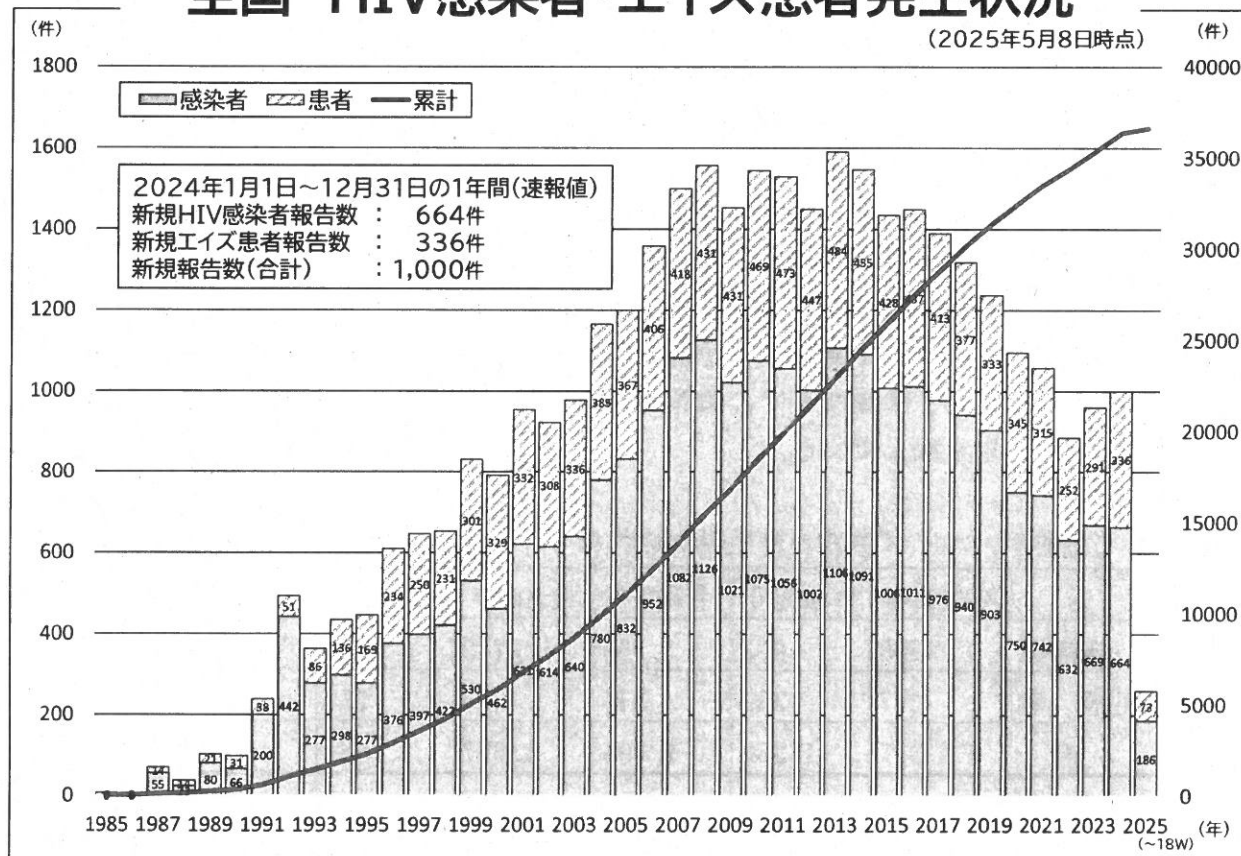
3 エイズ等出前講座

学校、地域の団体等が開催するエイズ講習会等に専門講師等を派遣する「出前講座」と保健所職員を派遣する「ミニ講座」を実施している。

＜実施状況＞（県保健所分）

令和6年度 エイズ等出前講座 22件

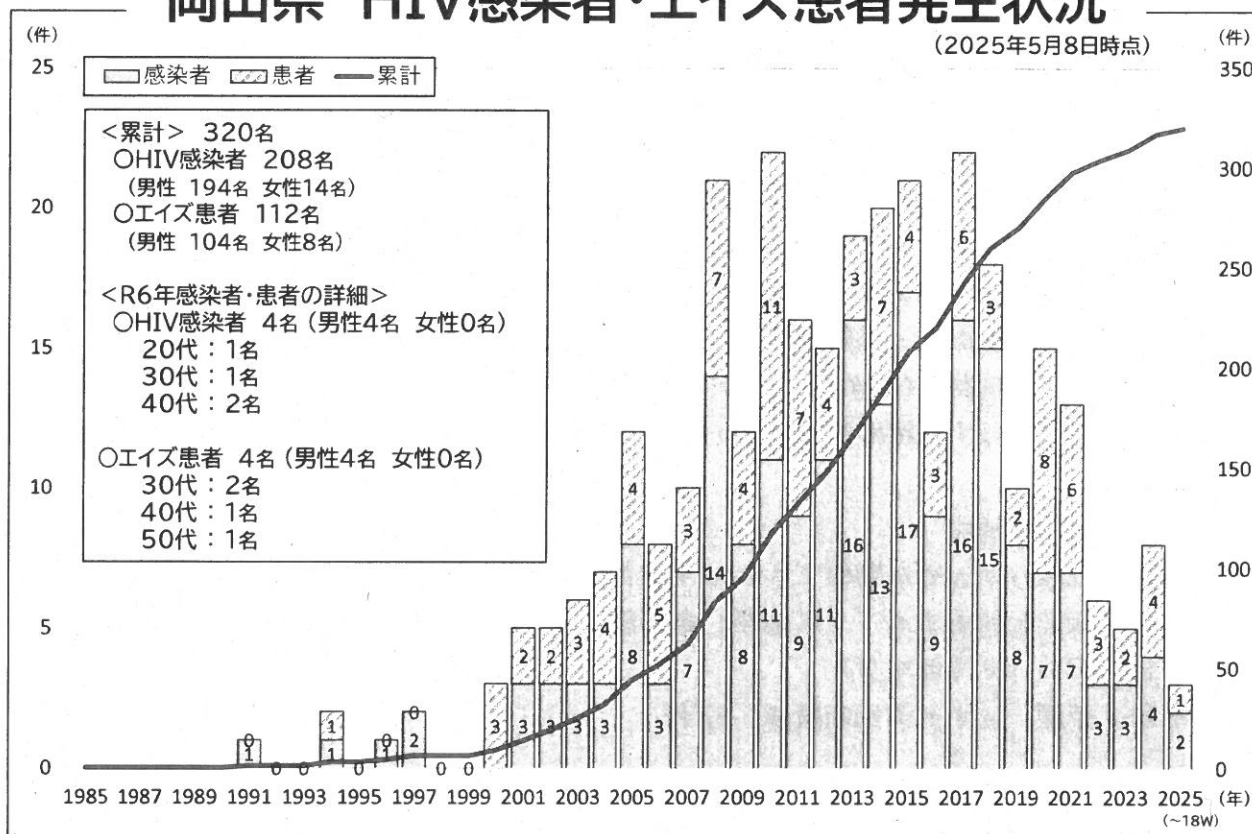
全国 HIV感染者・エイズ患者発生状況



出典:1985年～2024年の報告数 API-Net エイズ予防情報ネット エイズ動向報告委員会

岡山県疾病感染症対策課作成

岡山県 HIV感染者・エイズ患者発生状況



資料:感染症発生動向調査システムより集計

岡山県疾病感染症対策課作成

【分野：インターネット】

【室・課名：デジタル推進課、子ども家庭課、教育庁、警察本部少年課】

項 目	16 インターネット利用のモラル向上
-----	--------------------

【現状と課題】

インターネットの普及は、利用者に大きな利便性をもたらす一方、その匿名性を悪用して差別を助長する書き込みが掲載されたり、フェイクニュースが拡散されたりするなど、重大な人権侵害を引き起こしている。

また、スマートフォンの普及により、SNSや各種投稿サイトにおいて、誹謗中傷や個人情報の流出等が発生し、犯罪に巻き込まれる危険性も高まっている。

このため、県民一人ひとりがインターネット上のモラルを向上し、正しく利用するための啓発に努める必要がある。

特に、児童生徒に対しては、学校、家庭、地域、携帯電話事業者が連携して、フィルタリングの適切な設定や家庭でのルール作りなどにより、情報を正しく見極め、責任を持って情報を発信する態度等の育成に努める必要がある。

【現在の対応策】

インターネットやスマートフォンの利用モラル向上のため、ホームページ等による広報の実施や研修会等を開催するとともに、学校、事業者、行政等が、連携してフィルタリング利用促進をはじめとした対策を総合的に推進している。

1 情報リテラシー向上運動の推進

県、教育庁、県警察本部、IT関係企業・関係団体等が緊密な連携を図り、産学官で構成された岡山県高度情報化推進協議会も活用しながら、インターネットやスマートフォン等の正しい使い方等の普及・啓発を実施している。

(1) 県民及び大学生等を対象に情報リテラシーに関する研修会等を実施

(デジタル推進課)

(2) 「e-ネットキャラバン講座」の推進

(デジタル推進課)

(子供たちがインターネットを利用する際に直面する様々な事象を理解し、適切に対応する能力を身に付けるための啓発講座)

(3) インターネットトラブル事例集(総務省)、相談窓口の紹介 (デジタル推進課)

(4) インターネット上のトラブルについての情報相談窓口をホームページへ掲載

(人権教育・生徒指導課)

2 スマホ・ネット問題総合対策の推進

児童生徒、保護者、学校、携帯電話等事業者、行政による官民一体の取組を行い、スマホ・ネット問題総合対策を推進している。

(1) スマホ・ネット問題解決タスクフォースによるフィルタリング奨励宣言店制度の普及及び携帯電話販売店店舗でのフィルタリング利用促進 (子ども家庭課)

(2) 青少年健全育成に向けた講師の派遣 (子ども家庭課)

(3) 「OKAYAMAスマホサミット」の開催による児童生徒及び保護者の主体的な取組の推進 (人権教育・生徒指導課)

(4) インターネットモラルの向上を目的とした非行防止教室の実施

(警察本部少年課)

【今後の取組方針】

引き続き、インターネットやスマートフォン等利用のモラル向上のための啓発に官民一体となって取り組むとともに、「スマホ・ネット問題総合対策」の推進を図り、スマホ・ネットのリスクから青少年を守る。

【主な関係法令・計画等】

- ・ 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）
- ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）
- ・ 岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例
- ・ いじめ防止対策推進法
- ・ 岡山県いじめ問題対策基本方針

【分野：様々な人権問題（犯罪被害者等）】

【室・課名：くらし安全安心課】

項 目	17 犯罪被害者等への支援
【現状と課題】 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等基本法、県及び県内の全市町村で制定の犯罪被害者等支援条例に基づき、その尊厳や権利の保護を図る施策を実施している。 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するためには、社会全体が犯罪被害者等の置かれている状況や支援の重要性について理解を深めるとともに、県、市町村、関係機関・団体が十分に連携協力を図り、施策を推進する必要がある。	
【現在の対応策】 ＜主な施策事業＞ 1 総合的対応窓口による情報の提供等及び県民の理解の増進等 犯罪被害者週間（11/25～12/1）に、関係機関等と協力して犯罪被害者等による講演会を開催するなど、様々な啓発活動を実施する。 2 岡山県犯罪被害者等見舞金給付事業 遺族又は傷害を負った被害者本人に対し、県が見舞金を直接給付するとともに被害発生直後から被害者に寄り添った支援をコーディネートする。 3 “ひとりで悩まないで” 性犯罪・性暴力被害者支援事業 性犯罪・性暴力の被害者が速やかに必要な支援を受けられるよう、休日夜間にも対応できる体制で性暴力被害者支援センター「おかやま心」を効果的に運営し、その周知を図るとともに、転居費や医療費等を支援する。	
【今後の取組方針】 「第4次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針」に基づき、あらゆる関係機関・団体等と連携・協力しながら、支援等の体制整備や県民の理解の増進等をはじめ、各種施策を着実に実施し、総合的な犯罪被害者等支援を進めていく。	
【主な関係法令・計画等】 ・犯罪被害者等基本法（国） ・第4次犯罪被害者等基本計画（国） ・岡山県犯罪被害者等支援条例（県） ・第4次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針（県）	

【分野：様々な人権問題（刑を終えて出所した人）】

【室・課名：地域福祉課・くらし安全安心課】

項 目	18 地域生活定着促進事業の実施
【現状と課題】 矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院）の入所者の中には、高齢や障害により自立した生活を送ることが困難であるにもかかわらず、親族等適切な受入先がなく、必要とする福祉サービスを確保できないまま退所する人も存在する。 刑を終えて出所した人が社会の中で孤立することなく円滑に社会復帰し、再び平穏な生活を営むことができるよう、置かれている状況や支援の重要性について理解を深め、国や地方公共団体を始めとした関係機関・団体が十分に連携を図り、再犯防止に関する施策を計画的に推進する必要がある。	
【現在の対応策】 1 県が設置する「岡山県地域生活定着支援センター」が保護観察所と協働して、矯正施設を退所後直ちに福祉サービスを利用できるよう支援する。（地域福祉課） (1) 実施主体 岡山県 (2) 委託先 (福)岡山県社会福祉協議会（設置場所：きらめきプラザ） (3) 委託額 35,020千円（令和6年度実績） (4) 業務内容 ア コーディネート業務（令和5年度実績29件） 矯正施設の入所者を対象として、保護観察所の依頼に基づき、福祉サービスに係るニーズを調査し、受け入れ施設のあっせんや福祉サービスに係る申請等の支援を行う。 イ フォローアップ業務（令和5年度実績71件） 上記あっせんにより矯正施設から退所した者を受け入れた社会福祉施設等に対して、必要な助言を行う。 ウ 相談支援業務（令和5年度実績24件） 矯正施設から退所した者の福祉サービス等の利用について、本人又はその関係者からの相談に応じ、助言その他必要な支援を行う。 エ 被疑者支援業務（令和5年度実績8件） 刑事収容施設に収容されている被疑者等を対象として、保護観察所の依頼に基づき、福祉サービス等のニーズの確認や利用調整を行い、釈放後、必要な援助等を継続的に行う。 2 再犯防止と立ち直り支援に対する理解を深める広報啓発を行う。（くらし安全安心課）	
【今後の取組方針】 「第2次岡山県再犯防止推進計画」に基づき、関係機関との連携を密にし、刑を終えて出所した人の社会復帰と地域生活への定着を支援するほか、国や関係機関と連携して「社会を明るくする運動」等の啓発活動に取り組むとともに、満期出所者等の自立更生に関する相談事業を実施する。	
【主な関係法令・計画等】 ・再犯の防止等の推進に関する法律(国) ・第2次岡山県再犯防止推進計画(県)	

【分野：様々な人権問題（中国残留邦人とその家族、拉致問題等）】
 【室・課名：福祉企画課】

項 目	19 中国残留邦人の定着自立促進
【現状と課題】 昭和47年の日中国交回復以降、県内には144世帯494名の中国残留邦人とその家族が帰国し、主に県南部の公営住宅に入居している。直近では、平成23年度に1世帯2名(2世)が永住帰国した。24年度以降の永住帰国者はいない。 帰国した中国残留邦人は、言葉の壁、生活習慣の違いなどから、就業の困難、地域社会になじめない等の問題を抱え、また、高齢化による地域社会からの孤立、介護の問題等が生じている。	
【現在の対応策】 帰国者支援法に基づき市町村が中心になり、人間としての尊厳と老後の生活の安定を柱とする支援策を実施している。 1 生活支援 老齢基礎年金の満額支給、世帯の収入が一定の基準に満たない場合に不足する額を支給する支援給付の支給及び配偶者支援金の支給（国） 2 地域での支援 ア 市町村に対する助言や研修会の開催（国補助事業） イ 中国帰国者定着促進センターが行う日本語学習支援事業「遠隔学習課程（日本語通信教育）」の受講者に対するスクーリングの実施（国委託事業） （令和6年度：6名対象、79回実施） ウ 国庫事業の対象とならない呼び寄せ世帯に対する県独自の援護施策 ・帰国直後に見舞金の支給（1世帯当たり9万円、同伴家族1人につき1万円加算） 定着後に自立指導員の派遣、医療機関窓口等への自立支援通訳の派遣等 （令和6年度：実績なし） エ 岡山県帰国者友の会に委託し、中国残留邦人の自立意欲を高め、地域社会への定着促進を図る自立促進研修事業（国委託事業） （令和6年度：53名参加）	
【今後の取組方針】 国、市町村等と連携を取りながら、永住帰国した中国残留邦人等の地域社会における早期の自立を促進し生活の安定が図られるよう必要な施策を実施する。	
【主な関係法令・計画等】 ○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（H6.4.6） 第四条 国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の地域社会における早期の自立の促進及び生活の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。 2 国は、必要があると認めるときは、地方公共団体が講ずる前項の施策について、援助を行うものとする。	

【分野：様々な人権問題（中国残留邦人とその家族、拉致問題等）】

【室・課名：福祉企画課】

項 目	20 北朝鮮当局による拉致問題
【現状と課題】 昭和40年代から50年代にかけて北朝鮮当局により多くの日本人が拉致された。 平成14年9月に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮政府は初めて拉致を認め、拉致被害者5名を帰国させたが、その他の拉致被害者の安否についていまだに納得できる説明はない。 このため日本政府は、拉致問題対処法を制定するなど、国際社会と連携して北朝鮮に対し拉致問題の解決を強く働きかけるとともに、地方公共団体と連携を図りながら、国民に対して拉致問題に関する啓発を行っている。 平成26年5月末、ストックホルムで開催された日朝政府間協議において、北朝鮮側は特別の権限が付与された特別調査委員会を設置し、日本人に関する全ての問題を解決する意向を表明したが、平成28年2月北朝鮮が調査の全面中止を発表し、現在まで解決に至っていない。 政府が認定した拉致被害者は12名（帰国した5名を除く）、特定失踪者問題調査会（任意団体）が公表している特定失踪者は271名（うち3名が岡山県関係者）。	
【現在の対応策】 1 国と連携し、拉致問題に関する啓発を図るため、ポスターやパンフレットを県の機関や市町村に配布するとともに、12月10日から12月16日の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に合わせ、ラジオ等を活用した啓発活動を行っている。 2 国に対し、全国知事会及び「北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会」を通じて、拉致問題の早期解決を要望している。 3 県議会に設置された「北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を図る岡山県議会議員連盟」総会（例年6月開催）において、拉致問題の現状等について説明している。	
【今後の取組方針】 1 国と連携し、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」をはじめとして、機会をとらえた啓発活動を行う。 2 全国知事会及び「北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会」を通じ、国に対して拉致問題の早期解決を要望していく。	
【主な関係法令・計画等】 ○ 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（H18. 6. 23） （地方公共団体の責務） 第三条 地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。 （北朝鮮人権侵害問題啓発週間） 第四条 国民の間に広く拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を設ける。 2 北朝鮮人権侵害問題啓発週間は、十二月十日から同月十六日までとする。 3 国及び地方公共団体は、北朝鮮人権侵害問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。 ○ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（H14. 12. 11）	